

第二八回

参第九号

養鶏振興法（案）

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 鶏の改良増殖（第二条 第四条）

第三章 ふ化業者の事業場についての登録（第五条 第十五条）

第四章 養鶏経営の改善等のための助成（第十六条・第十七条）

第五章 鶏卵の需給調整のための助成（第十八条・第十九条）

第六章 雑則（第二十条 第二十三条）

第七章 罰則（第二十四条 第二十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、鶏の改良増殖に関し必要な事項を定め、ふ化業者の事業場につき登録の制度を設け、並びに養鶏経営の改善及び鶏卵の需給調整のために必要な助成措置を講じ、もつて養鶏の振興を図るとともに、あわせて農業経営の安定と国民食生活の改善に資することを目的とする。

第二章 鶏の改良増殖

（ふ化業者の届出）

第二条 ふ化業者（人工ふ化の方法により鶏の初生びなを生産することを業とする者をいう。以下同じ。）は、農林省令の定めるところにより、その者が人工ふ化の方法による鶏の初生びなの生産の用に供する事業場（次条第一項第一号に掲げる種畜牧場、施設及び試験研究機関を除く。）につき、毎年、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に対し、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 事業場の名称及び所在の場所

三 当該事業場においてふ化する種卵の生産の用に供する鶏の雄及び雌の羽数並びに初生びなの生産羽数

四 当該事業場においてふ化する鶏の種卵の生産業者の氏名又は名称及び住所

五 前各号に掲げるもののほか農林省令で定める事項

（種卵に関する制限）

第三条 ふ化業者は、種鶏検査に合格した鶏の雄及び雌により生産された種卵（以下この条において「検査鶏種卵」という。）である旨を種卵の生産者が農林省令の定めるところにより証明したものでない鶏卵（ふ化業者が自己の生産した種卵をふ化する場合にあつては、検査鶏種卵でない鶏卵）をふ化してはならない。ただし、次の各号に掲げる

場合は、この限りでない。

一 国の種畜牧場及びこれに類する都道府県の施設並びに国又は都道府県の試験研究機関において生産された鶏卵をふ化するとき並びにこれらの種畜牧場、施設及び試験研究機関において鶏卵をふ化するとき。

二 前号に該当する場合を除き、試験研究のためにする場合その他農林省令で定める場合において都道府県知事の許可を受けてするとき。

2 何人も、検査鶏種卵でない鶏卵につき検査鶏種卵である旨の証明をしてはならない。
(種鶏検査)

第四条 前条第一項の種鶏検査は、その鶏が農林省令で定める伝染性疾患、遺伝性疾患及び繁殖機能の障害(第三項において「疾患」という。)を有しないかどうかについて、都道府県知事が、毎年一回定期に行う。ただし、都道府県知事は、疾病その他やむを得ない事由により定期の種鶏検査を受けることができなかつた鶏がある場合その他特別の必要がある場合には、さらに臨時に種鶏検査を行うことができる。

2 前項の規定による種鶏検査の合格の効力の有効期間は、定期の種鶏検査にあつては、その種鶏検査の日から一年間(その期間満了前に次の定期の種鶏検査が行われる場合にあつては、その種鶏検査の日までの期間)とし、臨時の種鶏検査にあつては、その種鶏検査の日から次の定期の種鶏検査の日までの期間とする。ただし、都道府県知事は、やむを得ない事由により定期の種鶏検査の日から一年以内に次の定期の種鶏検査を行うことができない場合には、定期の種鶏検査の合格の効力の有効期間を六月以内に限り延長することができる。

3 都道府県知事は、第二十条第一項の規定による検査の結果、疾患にかかっていると認められた鶏について、その疾患の程度により、種鶏検査の合格の効力を取り消し、又は停止することができる。この場合において、効力を停止した鶏の疾患がなおつたときは、都道府県知事は、すみやかにその停止を解除しなければならない。

4 種鶏検査の合格の効力及びその取消、停止又は停止の解除の効力は、全都道府県に及ぶ。

5 都道府県知事は、種鶏検査を行つたときは、これに合格した鶏に農林省令で定める素材及び様式の標識を附さなければならない。

6 都道府県知事は、第三項前段の規定により種鶏検査の合格の効力を取り消したとき及び種鶏検査に合格した鶏につき次の種鶏検査を行つたときは、前項の規定により附された標識を除去しなければならない。

7 都道府県知事以外の者は、第五項の標識又はこれと紛らわしい標識を鶏に附してはならない。

8 前各項に規定するもののほか、種鶏検査の方法及び手続に関し必要な事項、標識に関し必要な事項、種鶏検査の合格及びその効力に関する公表及び証明に関し必要な事項その他種鶏検査に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 ふ化業者の事業場についての登録

(登録の申請)

第五条 第二条の規定による届出をしたふ化業者であつてその人工ふ化の方法による生産に係る鶏の初生びなの販売を業とするものは、農林省令の定めるところにより、その者が人工ふ化の方法による鶏の初生びなの販売を目的とする生産の事業の用に供する事業場につき、事業場ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した書類その他必要な書類を提出して、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に登録を申請することができる。

一 氏名及び住所（法人が申請する場合にあつては、名称及び住所並びにその役員の氏名及び住所）

二 事業場の名称及び所在の場所

三 次条第一項各号に掲げる事項に関する事項

(登録)

第六条 都道府県知事は、前条の規定による申請があつた場合において申請に係る事業場が次の各号に掲げる事項につき政令で定める基準に適合すると認めるときは、ふ化事業場登録原票（以下「登録原票」という。）に登録をしなければならない。

一 ふ化施設

二 当該事業場においてふ化する種卵（委託を受けてふ化するものを除く。）の生産の用に供する鶏

三 前二号に掲げるもののほか政令で定める事項

2 都道府県知事は、申請者が次の各号の一に該当するときは、前項の規定にかかわらず、登録をしないことができる。

一 第十一条第一項第二号又は第四号の規定により登録の取消を受けた日から二年を経過しない者

二 前号に該当する者を除き、この法律若しくは家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）若しくはこれらに基く命令（都道府県規則を含む。）の規定又はこれらに基く処分に違反した日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

3 都道府県知事は、登録をしたときは、遅滞なく、当該登録を受けた者に登録証を交付しなければならない。

4 都道府県知事は、登録をしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その申請者に対し、その理由を記載した文書をもつて、その旨を通知しなければならない。

5 農林大臣は、第一項の基準を定める政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、養鶏振興審議会の意見を聞かなければならない。

(登録原票及び登録証)

第七条 登録原票には、次の各号に掲げる事項を登載するものとする。

一 登録番号及び登録年月日

- 二 第五条第一号及び第二号に掲げる事項
 - 三 前条第一項各号に掲げる事項につき政令で定める事項
- 2 登録証には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 登録番号及び登録年月日
 - 二 登録の有効期限
 - 三 氏名又は名称及び住所
 - 四 事業場の名称及び所在の場所
- 3 前二項に規定するもののほか、登録原票の更正及び閉鎖、登録証の書換交付、再交付及び返納その他登録原票及び登録証に関し必要な事項は、政令で定める。

(登録の有効期間)

第八条 登録の有効期間は、二年とする。

- 2 登録の有効期間は、申請により更新することができる。
- 3 登録の有効期間の更新については、第五条及び第六条(第三項を除く。)の規定を準用する。

(承継)

第九条 登録を受けた者について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該事業場における事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、その登録を受けた者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により登録を受けた者の地位を承継した者は、その日から二週間以内に、農林省令で定める書類を添えて、当該承継に係る事業場の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

(登録を受けた者の届出等)

第十条 登録を受けた者は、農林省令の定めるところにより、登録又は登録の有効期間の更新の申請の際提出した書類の記載事項に変更を生じたときは、登録を受けた事業場の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

- 2 登録を受けた者が次の各号の一に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、その日から二週間以内に、登録を受けた事業場の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

- 一 登録を受けた者が、登録を受けた事業場における人工ふ化の方法による鶏の初生びなの販売を目的とする生産の事業を廃止したときは、その者
- 二 登録を受けた者が法人である場合において合併以外の事由により解散したときは、その清算人(破産による解散の場合にあつては、破産管財人)

- 3 前項第一号の届出があつたとき及び登録を受けた法人が合併以外の事由により解散したときは、登録は、その効力を失う。

(登録の取消)

第十一条 都道府県知事は、登録を受けた事業場が第一号に該当するとき又は登録を受けた者が第二号から第四号までの一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第六条第一項の基準に適合しなくなつたとき。

二 偽りその他不正な手段により登録又は登録の有効期間の更新を受けたとき。

三 第六条第二項第三号に該当するに至つたとき。

四 この法律若しくは家畜伝染病予防法若しくはこれらに基く命令（都道府県規則を含む。）の規定又はこれらに基く処分に違反したとき。

2 都道府県知事は、登録を受けた者の地位を承継した者がその承継の際第六条第二項各号の一に該当していたときは、その承継の日から一年以内に限り、当該承継に係る登録を取り消すことができる。

3 都道府県知事は、登録の取消をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、あらかじめ期日、場所及び当該処分を理由を通知して公開による聴聞を行い、その者又はその代理人が意見を述べ、かつ、証拠を提出する機会を与えなければならない。

4 登録を取り消した場合については、第六条第四項の規定を準用する。

（公告及び登録原票の送付）

第十二条 都道府県知事は、登録、登録の有効期間の更新又は登録の取消をしたとき、登録が効力を失つたとき及び登録を受けた者の地位の承継、登録を受けた者の氏名若しくは名称の変更又は登録を受けた事業場の名称若しくは所在の場所の変更の届出があつたときは、遅滞なく、農林大臣にこれを報告しなければならない。

2 農林大臣は、前項の規定による報告があつたときは、遅滞なく、その報告に係る事項を公告しなければならない。

3 都道府県知事は、登録を受けた事業場の他の都道府県の区域内からの移転に係る第十条第一項の届出を受けたときは、当該他の都道府県の知事に対し、遅滞なく、当該事業場に係る登録原票の送付を請求しなければならない。

4 前項の規定による請求を受けた都道府県知事は、請求をした都道府県知事に対し、遅滞なく、当該登録原票を送付しなければならない。

（登録等の効力）

第十三条 登録及びその取消の効力は、全都道府県に及ぶ。

（表示の義務）

第十四条 登録を受けた者は、当該登録を受けた事業場で生産した鶏の初生びな（委託を受けて生産したものを除く。）を販売するときは、農林省令の定めるところにより、その初生びなにつき、登録を受けた事業場で生産したものである旨の表示を附さなければならない。

（登録の虚偽表示の禁止）

第十五条 何人も、登録を受けていない事業場につき、登録を受けた事業場である旨の表示若しくはこれと紛らわしい表示をし、又は登録を受けた事業場で生産されたもの（委

託を受けて生産されたものを除く。)でない鶏の初生びなにつき、登録を受けた事業場で生産された鶏の初生びなである旨の表示若しくはこれと紛らわしい表示をしてはならない。

第四章 養鶏経営の改善等のための助成

(補助、融資のあつせん等)

第十六条 政府は、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、養鶏経営又は鶏卵肉の処理の改善に関し、補助することができる。

2 政府は、必要があると認めるときは、養鶏施設、鶏卵のふ化施設又は鶏卵肉の処理施設の設置その他養鶏経営の改善に要する資金の融通のあつせんその他必要な助成措置を講ずるものとする。

(補助)

第十七条 政府は、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、養鶏に関する指導又は普及の事業の実施に関し、補助することができる。

第五章 鶏卵の需給調整のための助成

(補助)

第十八条 政府は、鶏卵の価格の安定を図るためにその需給を調整することが必要であると認めるときは、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、鶏卵の需給の調整に必要な事業の実施に関し、補助することができる。

(融資のあつせん等)

第十九条 政府は、必要があると認めるときは、前条の事業の実施に要する資金の融通のあつせんその他必要な助成措置を講ずるものとする。

第六章 雑則

(立入検査等)

第二十条 都道府県知事は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、その必要の限度内において、ふ化業者及び鶏の種卵の生産業者からこれらの者の業務の状況に関し報告を徴収し、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは事業場に立ち入り、施設、鶏、鶏卵、帳簿書類その他の物件につき検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を証する証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(不服の申立)

第二十一条 第六条第四項(第八条第三項において準用する場合を含む。)の処分に対して不服のある者は、その処分があつたことを知つた日から二週間以内に、その旨を記載した書面をもつて都道府県知事に不服の申立をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の不服の申立を受けたときは、その申立をした者に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して公開による聴聞を行い、その者又はその代理人が意見を述べ、かつ、証拠を提出する機会を与えた後、文書をもつて決定をし、その写を不服の申立をした者に送付しなければならない。

(報告の徴収)

第二十二條 農林大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、都道府県知事に対し報告を求めることができる。

(養鶏振興審議会)

第二十三條 農林省に、養鶏振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この法律中他の規定に定めるもののほか、養鶏の振興に関する重要事項について、農林大臣の諮問に応じて答申し、及び農林大臣に建議することができる。

3 審議会は、委員十人以内で組織する。

4 委員は、養鶏を行う農業者その他の養鶏業者の意見を代表する者、ふ化業者の意見を代表する者及び学識経験者のうちから農林大臣が任命する。

5 農林大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 委員は、非常勤とする。

9 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章 罰則

第二十四條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項又は第二項の規定に違反した者

二 偽りその他不正な手段により第六条第一項(第八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による登録を受け、又は登録の有効期間の更新を受けた者

三 第十五条の規定に違反した者

第二十五條 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第四条第七項の規定に違反した者

二 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し虚偽の陳述をした者

第二十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第二十七條 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第九条第二項又は第十条第一項の規定に違反して、これらの規定による届出をせず、

又は虚偽の届出をした者

二 第十四条の規定に違反した者

第二十八条 第二条又は第十条第二項の規定に違反して、これらの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五千円以下の過料に処する。

附 則

- 1 この法律中、第三条第二項、第四条、第二十条、第二十二条及び第七章の規定は昭和三十三年八月一日から、第二条及び第三条第一項の規定は昭和三十四年一月一日から、第六条第五項、第四章、第五章、第二十三条及び附則第二項の規定は同年四月一日以前において政令で定める日から、その他の規定は同年五月一日以前において政令で定める日から、それぞれ、施行する。
- 2 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表中酪農審議会の項の次に次のように加える。

養鶏振興審議会	養鶏振興法（昭和三十三年法律第 号）によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
---------	---

理 由

養鶏の振興を図り、あわせて農業経営の安定と国民食生活の改善に資するため、鶏の改良増殖に関し必要な事項を定め、ふ化業者の事業場につき登録の制度を設け、並びに養鶏経営の改善及び鶏卵の需給調整のために必要な助成措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費
総額 約一億六千万円（平年度）